

平成２７年度第１回半田市都市計画審議会常務委員会 議事録

《午後２時４０分 開始》

事務局

定刻となりましたので、只今より平成２７年度第１回半田市都市計画審議会 常務委員会を開催させていただきます。

常務委員会委員の皆様のご紹介につきましては、お手元にご用意いたしました配席表にて代えさせていただきます。

なお、愛知県尾張県民事務所知多県民センター長の伊藤克己様におかれましては、本日も都合によりご欠席となっております。

本日の議題は、先に皆様にご配付した次第のとおり、「議案第１号 知多都市計画生産緑地地区の変更（半田市決定）について」でございます。

議長の選出につきましては、半田市都市計画審議会条例第７条第５項において準用する同条例第６条第１項に基づき、「常務委員会は委員長が召集し議長となる。」と定められておりますので委員長に議長をお願いいたします。

－議長選出－

議長

ただいま、事務局から説明がありましたとおりでございますので議長を務めさせていただきます。

議事の進行にご協力下さいますようお願いいたします。

－定足数の確認－

議長

始めに、本委員会の定足数でございますが、当審議会条例第７条第５項において準用する同条例第６条第２項に基づき、「常務委員会は常務委員会委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない」と定められておりますので、事務局から、報告をお願いします。

事務局

本日は、委員５名中４名の方にご出席いただいておりますので、定足数に達しておりますので、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から、定足数に達しているとの報告がございました。

－議事録署名者の選任－

議長

続きまして、本日の議事録の署名者を決めたいと存じますが、特にご意見がないようでしたら私の方から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

一同

(異議なし)

議長

特にご異議も無いようですので私から指名させていただきます。

今回は、山本善博さんと嶋崎昌弘さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

－議 事－

議長

それでは、早速議事に入りたいと思います。

この件につきまして、半田市長より当審議会条例第2条の規定により意見を求められ、審議会から常務委員会へ審議が付託されましたので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、「議案第1号 知多都市計画生産緑地地区の変更（半田市決定）」について説明をお願いしたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

－議案第1号－

事務局

それでは、議案第1号、知多都市計画用途地域の変更についてご説明いたします。

まず始めに、生産緑地地区について説明させていただきます。

資料 7 ページにございますように、生産緑地とは、市街化区域内にあり、良好な都市環境形成を図ることを目的として定めた農地で面積が一団で500㎡以上であるものについて、都市計画上の観点から生産緑地地区の指定を行っています。

生産緑地は、「生産緑地地区に指定されてから30年を経過した場合」、「主たる従事者が死亡した場合」、「故障した場合」に所有者は、市長に対して生産緑地の買取りを申し出ることができます。

生産緑地の買取り申出がされますと、先ず市が買取りを検討いたします。

買取り希望者がいない場合は、農業委員会へのあっせん協力を行います。

その結果、買取り申出から3か月以内に買取りを希望する者がいなかった場合は、生産緑地の行為制限が解除されます。

行為制限が解除されたものについては、都市計画変更の手続きを行い、今回からは本常務委員会において生産緑地を区域から除外することについて審議していただくことになります。

それでは、今回の変更内容について、ご説明いたします。

今回提案させていただきますのは、資料4ページにございます市の北部に位置する2－3団地を区域から除外するものでございます。

資料の5ページをご覧ください。

所在地は、半田市岩滑東町二丁目地内で、阿久比町との市境に程近く、名鉄半田口駅の北側に位置しています。

本件は、指定されている2,101平方メートル全てを区域から除外するものです。

当該生産緑地は、平成27年6月4日に土地所有者から「主たる従事者の死亡」を理由に、買取りの申出がありました。

市といたしましては、近隣に矢勝川緑地やごんごろ緑地、岩滑東街園が整備されており、公園用地として取得する必要性が低いことから買い取らないことと致しました。

その後、農業委員会にも斡旋協力を依頼しましたが、斡旋不成立となりました。

その結果、買取申出の日から3か月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われなかったため、平成27年9月4日に生産緑地の行為制限は解除されております。

以上のことから、現在都市計画決定されております生産緑地面積 60,192㎡、約6.0haから2,101㎡を除外し、58,091㎡、約5.8haへの都市計画の変更を提案いたします。

団地数につきましては、現在の49団地から48団地に変更となります。

なお、本案件につきまして、平成28年2月8日から2月22日までの2週間にわたり都市計画課にて都市計画の案の縦覧しましたところ、縦覧者は1名で、意見書の提出はございませんでした。

以上で議案第1号、知多都市計画生産緑地地区の変更、半田市決定案の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長

ありがとうございます。今、報告がありました件につきまして、ご意見ご質問をお願いしたいと思います。

2－3団地で2, 101㎡の生産緑地ですね。

嶋崎委員

ここは今、田んぼになっているのですか。

事務局

元々は田んぼでございましたけれども、生産緑地の行為制限が解除され、今は耕作されていない空地になっております。

山本委員

周りは宅地化され、家がたくさん建っているようなところです。

嶋崎委員

そうすると、すぐにでも宅地になってしまう可能性が多分にあるということでしょうか。

山本委員

そうだと思います。

議長

特に意見もないということであれば採決を取りたいと思います。議案第1号 知多都市計画生産緑地地区の変更（半田市決定）について、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長

はい、ありがとうございます。異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

以上で、本日予定しておりました議題は終了いたしました。
皆様のご協力ありがとうございました。

半田市都市計画審議会運営要綱第10条により、「会議は議決により公開とすることが出

来る。」と規定されておりますので、議事内容のうち個人情報を除き議事録を公開したいと思いますが、ご意義ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

これをもちまして、審議を終了させていただきます。

それでは、その他について事務局より説明をお願いします。

事務局

ご審議、誠にありがとうございました。

事務局からご連絡いたします。

議事録のご署名でございますが、事務局において議事録（案）を作成した後、署名者として指名された方に、その内容についてご確認いただきご署名をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

《午後 3 時 00 分 審議終了》